

仕 様 書

1 件名

自動通話録音機の購入及び設置

2 概要

北区では、警告メッセージ機能等の防犯機能を固定電話機に付与する装置（以下、「自動通話録音機」と記載する）を高齢者に貸与し、特殊詐欺被害の発生を抑止するとともに、有効性を実感していただき自動通話録音機の普及促進を図る事業を実施する。

本件は、当該事業の実施にあたり、自動通話録音機の調達及び貸与先への設置等の業務を委託するものである。

3 業務内容

(1) 自動通話録音機の機種

自動通話録音機 振込め詐欺見張隊 ECO・ECO（レッツコーポレーション社）

(2) 台数

10台を見込む。

※ 機種は全て同じもので統一すること（他機種の混在不可）。

※ 予定台数は見込みであり、貸与希望者数によっては増減する可能性があるが、柔軟に対応すること。

(3) 録音機は、設置までの間、委託業者において保管すること。

(4) 貸与先に設置した日から1年間をメーカーによる保証期間とし、故障等のトラブルの際は、委託業者は貸与先の依頼により、メーカーに修理を依頼する。

設置業務について

(1) 北区役所が選定した貸与先に対し、委託業者から個別に連絡のうえ、訪問日程を調整すること（連絡の方法は問わない）。

(2) 日程調整が完了した貸与先から、順次、設置作業を行うこと（設置場所等は、貸与先に確認の上、柔軟に対応することとし、電源コード、モジュラーケーブルを接続し、通常使用できる状態にすること）。

(3) 録音機の設置後、以下の初期設定を行うこと。

ア 受電及び架電ができる状態とすること。

イ 受電の際に警告メッセージを流し、自動的に通話録音する状態とすること。

ウ 被貸与者に、警告メッセージを流さない電話番号を確認のうえ、登録すること。

エ その他、詳細な設定等については、北区役所と協議のうえ決定する。

(4) 貸与先に対し、受電及び架電の方法や、防犯機能についての簡易な説明を行い、必要に応じて電話番号表示サービスへの加入の重要性について説明すること。

(5) その他、北区役所の指示する内容を、貸与先に説明すること。

(6) 設置完了後、貸与先に設置完了書への署名等をもらい、速やかに北区役所へ提出すること（設置完了書は北区役所が用意する様式を用いることとする）。

その他

- (1) 貸与先は、65歳以上の者のみで構成されている世帯に属する者又は区長が録音機の設置が必要であると認めた世帯に属する者で、自宅にモジュラーケーブルの差込み口があることを条件としている。
- (2) 当該事業における貸与先は、北区内から選定される。
- (3) 設置に係る人件費、設置場所への交通費、その他業務の遂行に必要な経費は、契約金額に含めること。
- (4) 北区役所の求めがあれば、その都度、業務の進捗状況を報告すること。
- (5) 業務の遂行にあたり、トラブル等があった際は、適切に対応のうえ、速やかに北区役所に報告すること。
- (6) 貸与先に対し、本事業以外の営業活動（家電の買い替えを提案するなどの営業活動等）を行わないこと。
- (7) この仕様書に規定のない事項又は仕様書の規定に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、これを定めることとし、協議が調わない場合は北区役所が定めることとする。

4 設置完了期日

令和9年3月31日（水）

5 業務スケジュール

令和8年	～9月下旬	委託業者決定、打合せ（委託内容の確認等）
令和9年	2月	貸与先の決定
〃	～3月	順次設置（年度末までに全ての設置業務を完了）

6 禁則事項

- (1) 本業務を通じて知り得た情報は、第三者に漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、北区役所の許可なく本業務内容を第三者に公表してはならない。